

原第63号の2
令和5年10月6日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川 賢剛 様

松江市長 上 定 昭 仁

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について（回答）

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、2023年8月8日付け島原本企第1号で申し入れのあった表記の件について、了解いたします。

なお、国の審査への対応及び廃止措置の実施にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

要 請 事 項

1. 廃止措置の実施にあたって、周辺住民の安心・安全の確保を最優先とすることはもとより、廃止措置が先行している発電所の実績や最新の技術を適切に反映するなどして、継続的に安全性の向上に努めること。
2. 使用済燃料について、貯蔵・管理を厳格に行うとともに、廃止措置計画に定められた期間内に敷地外へ全量を搬出・譲渡しできるよう関係事業者と連携し、計画的な進捗を図ること。
3. 周辺住民の安心・安全を確保するため、以下の事項を考慮のうえ廃止措置を進めること。
 - ① 作業にあたり、周辺環境への影響を防止するために必要な対策を適切に講じること。
 - ② 廃止措置中に機能を維持すべき設備などについて、その運用・維持管理を適切に行うこと。
 - ③ 発電所内に使用済燃料が存する限り原子力災害対策が必要であると認識のうえ、地震など自然災害への対応を含め、重大事故の発生を防止するため万全の対策を講じ、訓練などにより事故対処能力の不断の向上に努めること。
4. 廃止措置に伴い発生する廃棄物について、確実に分別・管理・搬出するための万全な体制を整えるとともに、低レベル放射性廃棄物について敷地外における廃棄先の確保に取り組むこと。
5. 原子力規制委員会の審査状況及び廃止措置の実施状況について、適宜市民に対する丁寧な情報提供を行うとともに、特に工事の影響を受ける地元住民に対して、具体的な作業内容や工程などに関する説明を行うこと。
6. 廃止措置を実施するにあたり、地元企業への発注や地元雇用をはじめとして地域振興に最大限努めることとし、その状況について適宜説明を行うこと。
7. 社長のトップマネジメントのもと、原子力部門の体制を強化するとともに、貴社はもとより協力会社まで、廃止措置にかかる技術的能力の向上及び安全文化の育成・維持に不断に取り組むこと。